

# 国立大学法人九州工業大学教職員組合規約

## (前文)

われわれは大学に働く教育労働者として、日本国憲法を尊重し、経済的、社会的、文化的小および政治的地位を確立する。  
われわれは教育・研究の自由の確保と教育の民主化に努力する。  
われわれは労働組合を民主的に運営し、信義と友愛の精神で固く団結する。

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この組合は国立大学法人九州工業大学教職員組合（以下「組合」）という。

### (組合員)

第2条 組合は、国立大学法人九州工業大学の労働者であって、自ら組合に加入することを選び、国立大学法人九州工業大学教職員組合規約（以下「規約」という）に従う者をもって組織する。ただし、労働組合法2条但書1号にいう管理監督者は組合員となることはできない。

2 管理監督者には次の職の者が該当する。

- ① 法人の役員および経営協議会委員
- ② 教育研究評議会に参加する評議員
- ③ 事務職部門における課長（あるいはこれと同等の職位）以上の職
- ④ 人事を担当する部門においては係長以上の職
- ⑤ その他、管理監督を行うと組合が判断した職（事務所）

第3条 組合は事務所を北九州市戸畑区仙水町1-1の国立大学法人九州工業大学内におく。

### (支部)

第4条 組合に支部をおくことができる。

2 支部は、大会の議決によって設置され、この規約の精神に基づき、この規約の範囲内でそれぞれの支部規約その他必要な規則を定める。

### (職種階層別部会)

第5条 組合に職種階層別部会（以下「部会」という）をおくことができる。

2 部会は、大会の議決によって設置され、この規約の精神に基づき、この規約の範囲内でそれぞれの部会規約その他必要な規則を定める。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第6条 組合は、組合員の団結および相互扶助により、組合員の賃金、労働時間、その他の労働条件を改善することを主たる目的とし、その経済的、社会的、政治的および文化的地位の向上をはかり、あわせて大学の民主化の徹底を期することを目的とする。

### (事業)

第7条 組合は前条の目的を達するために、次の事業を行う。

- ① 組合員を代表して、組合員の賃金、労働時間、その他の労働条件を改善することを大学当局に要求すること。組合員の生活権の確保に関すること。組合員の意に反する不利益処分に関する審査を大学当局等に対し請求すること。
- ② 学問、思想の自由、教育・研究の発展および大学の民主化に関し大学当局等に対し勧告すること。
- ③ 大学に置ける男女共同参画、アカデミックハラスメント防止などに関すること。
- ④ 組合員の共済および福利の増進に関すること。
- ⑤ 組合員の教養、技能の向上および健康の増進、組合員のレクリエーションに関すること。
- ⑥ 機関紙の発行に関すること。
- ⑦ その他、組合の目的達成に必要な事項。

## 第3章 組織および機関

### (機関)

第8条 組合に次の機関をおく。大会、執行委員会、監査委員会および選挙管理委員会の3委員会。

### (大会)

第9条 大会は組合の最高決議機関であって代議員で構成する。

2 定期大会は、毎年1回執行委員長が招集する。大会開催は6月とする。ただし、執行委員会が開催月変更の必要である理由を選挙管理委員会に示して、選挙管理委員会が認めた場合は、開催月を別の月に移動することができる。

3 次の場合は、臨時に大会を招集しなければならない。

- ① 執行委員会が必要と認めたとき。
- ② 監査委員会が組合財産の状況について招集を要求したとき。
- ③ 組合員の五分の一以上が討議事項を示して要求したとき。

4 大会の議長および書記は出席代議員の互選により選出する。

5 大会代議員の選出方法は「国立大学法人九州工業大学教職員組合大会代議員選出に関する細則」で定める。

6 執行委員会を構成する役員は、大会において、議案について説明し、必要な報告を行い、また質問に応じなければならないが、決議に参加することはできない。

7 代議員でない組合員は大会にオブザーバーとして参加できる。オブザーバーは、大会議長の許可があれば大会で発言することができるが、決議に参加することはできない。

### (大会の審議事項)

第10条 次の事項は大会で審議決定しなければならない。

- ① 組合規約の制定及び改廃
- ② 組合経費の予算および決算の承認

- ③組合役員の選出
- ④組合員の上部団体役員就任の承認
- ⑤他の組合、団体との連合、それへの加入およびそれからの脱退、組合の解散
- ⑥運動方針の決定および事業報告
- ⑦組合員および役員の制裁
- ⑧組合基金の運用および重要な組合資産の処分
- ⑨支部、部会の設置および廃止
- ⑩同盟罷業に関する事項
- ⑪その他組合員を拘束する重大な事項

(大会の成立と議決成立要件)

第11条 大会は代議員総数の過半数の出席で成立する。

- 2 前条の第2、第4、第5、第6、第9、第11号については出席代議員の過半数の賛成で成立し、可否（否には保留も含める）同数の場合には議長の決するところによる。前条第1、第7、第8号については直接無記名投票で代議員総数の過半数の賛成を必要とする。第10号については直接無記名投票で代議員総数の四分の三以上の賛成を必要とする。
- 3 前条の第1号および第5号については、大会での議決をしたのち全組合員が平等に参加する機会を有する直接無記名投票によって全組合員の過半数の賛成を必要とする。第10号については、前段の手続きをしたのち全組合員が平等に参加する機会を有する直接無記名投票によって全組合員の四分の三以上の賛成を必要とする。
- 4 前条の第3号は、あらかじめ行われる組合役員選挙で選出された候補者に対して、出席代議員の過半数の信任で成立する。
- 5 第3項の投票は執行委員会の管理の下に実施する。

(執行委員会)

第12条 執行委員会は、組合の執行機関であって、大会の決定事項を執行し、また、その他の緊急の事項を処理して、これに関し大会に責を負う。

- 2 執行委員会は必要の都度執行委員長が招集する。ただし、執行委員会を構成する各役員は審議事項を示して執行委員会の招集を要求することができる。
- 3 執行委員長は執行委員会の議長となる。

(執行委員会の審議事項)

第13条 執行委員会は、次の事項を審議決定する。

- ①大会の決定に基づき、組合の業務執行に必要な事項
- ②大会に提出する事項
- ③労働協約の締結に関する事項および労使交渉の妥結に関する事項
- ④争議行為の開始と集結に関する事項
- ⑤同盟罷業に関する事項。ただしこの事項は第10条および第11条に規定する手続きを経なければならない。
- ⑥その他執行委員会みずからが組合の業務遂行上必要と認めた事項

(執行委員会の成立)

第14条 執行委員会は執行委員会を構成する役員の過半数の出席で成立する。

(執行委員会のもとにおく組織)

第15条 執行委員会のもとに、必要に応じて書記局をおくことができる。書記局は、書記長、書記次長および書記局員をもって構成し次の事務を行う。

- ①組合経費の予算の編成、予算の執行、決算書の作成その他会計経理に関すること。
- ②組合員名簿に関すること。
- ③用度の調達、物品の保管、払出しおよび事務所の管理その他庶務に関すること。
- ④各種の会議の準備および議事録の作成に関すること。
- ⑤その他書記局事務に関すること。

- 2 執行委員会のもとに、必要に応じて専門部をおくことができる。  
各専門部には必要に応じて部長および部員をおく。  
執行委員会は必要のあるときは、臨時に専門委員会を設けることができる。

- 3 書記局および各部の内部組織は、別に定める。

(監査委員会)

第16条 監査委員会は、組合の財務状況の監査を行う機関であって、次の業務を行う。

- ①組合の資産および会計を年一回以上監査し、執行委員会から決算の報告を受け、その結果を決算報告が行われる大会に報告する。不正を発見したときは大会に報告する。
- ②組合財産の状況について執行委員会に対し、臨時に大会の招集を要求することができる。

- 2 監査委員会の細則は別に定める。

(選挙管理委員会)

第17条 選挙管理委員会は、組合内で行われる選挙を管理する機関であって、次の業務を行う。

- ①選挙の公示に関すること。
- ②立候補の受理審査および候補者氏名の発表に関すること。
- ③投票および開票の管理ならびに立会人の指定に関すること。
- ④投票の有効無効の判定および当選者の発表に関すること。
- ⑤その他選挙管理に必要な事項。

- 2 選挙管理委員会の掌握する選挙の範囲、選挙の規則、及び選挙管理委員会の細則は別に定める。

## 第4章 役員

(役員)

第18条 この組合に次の役員をおく。

執行委員長……………1名

副執行委員長…… 1名  
書記長…… 1名  
書記次長…… 1名  
執行委員…… 数名  
監査委員…… 3名  
選挙管理委員…… 3名

- 2 組合役員のうち執行委員長、副執行委員長、書記長、書記次長および執行委員をもって執行委員会を構成する。  
執行委員長はこの組合を代表し、組合の業務を統轄する。  
副執行委員長は、執行委員長を補佐し、執行委員長に事故あるときはその職務を代行する。  
書記長は、執行委員長を補佐し、組合の一般事務を処理する。  
書記次長は、書記長を補佐し、書記長に事故あるときはその職務を代行する。  
執行委員は、執行委員会の構成員として、その業務を分担する。
- 3 監査委員は、監査委員会を組織し、その業務を分担する。
- 4 選挙管理委員は、選挙管理委員会を組織し、その業務を分担する。

(役員選挙)

- 第19条 組合の役員は、自由に立候補した組合員その他の候補者の中から、全組合員が平等に参加する機会を有する直接無記名投票によって投票者の過半数以上の信任を得て選出される。
- 2 執行委員長および監査委員、選挙管理委員は、前項投票において、役職を指定して選出される。その他の役員の選出にあつては、前項の投票において役職指定の必要はない。
- 3 組合役員の選出に関する投票の成立要件は、執行委員長については全組合員数の3分の2、その他の役員に対しては全組合員数の過半数とする。
- 4 投票で選出された組合役員は大会において出席代議員数の過半数の信任を得なければならない。
- 5 大会で発足した執行委員会はその第1回委員会で執行委員長以外の役職を決定する。
- 6 第1項の選挙は選挙管理委員会が管理する。

(役員任期および兼任)

- 第20条 役員任期は1年とする。ただし再任を妨げない。  
補欠により就任した役員任期は、前任者の残りの期間とする。
- 2 役員は任期満了後であっても、後任の就任するまでその職務を行うものとする。
- 3 役員は他の役員の地位を兼ねることができない。

(専従役員)

- 第21条 執行委員会は第18条に規定する役員のうち若干名を専従役員とすることができる。

(特別執行委員)

- 第22条 この組合に、特別執行委員を若干名おくことができる。
- 2 特別執行委員は、執行委員会の推薦をえて、組合が加入する上部団体役員に選出された者であつて、第19条第1項の手続きによって執行委員に選出されていない組合員のうち、上部団体の役員への就任が大会で承認された者とする。
- 3 特別執行委員は、必要に応じて執行委員会に参加することができる。ただし、議決権を有しない。また、特別執行委員の出席の有無は、執行委員会の成立要件には関わらない。
- 4 特別執行委員の任期は、当該上部団体の役員任期によるものとする。

(組合職員)

- 第23条 執行委員会は書記などの組合職員をおくことができる。その待遇に関しては別に定める。
- 2 組合職員は、書記長の指示により業務に従事する。

## 第5章 会計

(経費)

- 第24条 この組合の経費は、組合費、寄付金およびその他の収入をもってあてる。
- 2 この組合の予算および会計経理について、必要な手続きは別に細則で定める。
- 3 組合費は毎年大会において定める。
- 4 寄付金の授受は大会の承認を要する。

(会計年度、決算報告)

- 第25条 この組合の会計年度は毎年6月1日に始まり、翌年5月31日に終る。
- 2 組合の決算に当たっては組合員によって委嘱された職業的に資格のある会計監査人による証明書付きの監査を受けるものとする。

## 第6章 組合員

(加入及び脱退)

- 第26条 この組合に加入しようとする者は、執行委員会に加入申込書を提出し、執行委員会の承認を経て、組合員名簿に登録されなければならない。
- 2 この組合を脱退しようとする者は、その理由を明らかにし、執行委員会に届けなければならない。
- 3 大会の議決により除名された者は、大会の承認により組合員の地位を回復する。また組合費の滞納により除名された者は、滞納組合費を完納することにより、組合員の地位を回復する。

(専従役員組合員)

- 第27条 組合員でないものが第18条の役員に立候補しようとするときは、選挙管理委員会に届け出て承認をうけなければならない。

(組合員の権利、活動および義務)

- 第28条 組合員は、労働組合のすべての活動に参加する権利、および均等の取り扱いを受ける権利を有する。
- 2 組合員は、いかなる場合においても、国籍、人種、年齢、出身、性別、思想信条、または身分によってその資格を奪われること

はない。

- 3 組合員は以下の権利を有する。
  - ①組合の役員を選挙し、選挙によって選ばれて役員に就任すること。
  - ②組合の各機関の行動について報告を求め、また自由に意見を表明すること。
  - ③会計書類を閲覧し、会計監査の公表を求めること。
  - ④組合の管理する各種の施設を利用し、各種の催し物に参加すること。
  - ⑤組合活動によって不利益を受けたときは、救援を受けること。
- 4 組合員は規約に従い、またその運動方針に従って、行動しなければならない。
- 5 組合員は、以下の義務を有する。
  - ①組合の各機関の決議に従うこと。
  - ②大会で定める組合費その他の費用を納入すること。

(制裁)

- 第29条 組合員であって、規約に違反し、もしくは組合の統制を乱し、または組合員の名誉を汚した者は大会の議決により、権利の停止、または除名される。
- 2 役員であって不適任と認められる者は、大会の決議によって解任される。
  - 3 本条の第1および第2項の場合、大会は、書面による請求にもとづき大会が指名する査問委員会または執行委員会に、事実の調査と制裁を提案させる。また大会は制裁を受けようとする者の弁明を聴取してからでなければそれを決議してはならない。
  - 4 第1または第2項の制裁を受けた者がその決定に不服のある場合は、1ヶ月以内に大会に抗告を行うことができる。ただし、除名にあっては、組合員の3分の1以上の者がその措置を不当と認め請求したときは、大会において再審議する。
  - 5 組合員であって3カ月以上組合費を滞納した者は組合員としての権利を停止される。滞納組合費を完納したときは、権利を回復する。
  - 6 本条の第1項および第2項の決議成立要件は第11条による。

## 第7章 解散

(解散)

第30条 組合を解散しようとする場合は、大会で決議した上で、それについて全組合員の直接無記名投票による全組合員の過半数の同意によらなければならない。

## 第8章附則

(規約の改正)

- 第31条 本規約の改正には、組合員の直接無記名投票による過半数の賛成を必要とする。
- 2 規約改正の発議は、執行委員会または組合員の5分の1以上の連署によって行うことができる。その改正案は大会の15日前までに執行委員長に提出しなければならない。提出された改正案は大会に諮られる。
  - 3 大会で規約改正案へ過半数の賛成が得られた場合、組合員の投票にかけられる。大会での決定と投票による成立の要件は第11条による。

(細則)

第32条 大会は規約の実施に必要な細則を定めることができる。

(施行)

第33条 本規約は2004年4月9日に制定し、2004年4月16日より施行する。

1966年6月29日	改正
1968年6月4日	改正
1970年3月17日	改正
1998年5月20日	改正
1999年7月21日	改正
2004年4月9日	改正
2006年6月23日	改定

第34条 本規約施行から次の定期大会までの期間は、2003年度の規約で選出されている役員が留任して、本規約に定められた任務を実行する。

- 2 本規約施行後最初に行われる大会の代議員を選出するための細則(本規則第9条第5項に基づく)は、執行委員会が決定する。それ以降の大会に適用する代議員選出細則は上記の最初の大会が決定する。
- 3 九州工業大学教職員組合役員選挙規則、九州工業大学教職員組合会計規則、九州工業大学教職員組合旅費支給規則、九州工業大学教職員組合内規(慶弔金に関する内規、謝金に関する内規)の内容で、本規約と異なる規定については本規約を適用する。本規約に書かれていない項目については、これら諸規則が有効である。